

旧警戒区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、避難開始から約2週間後に多臓器不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、X2、X3、X4及びX5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、本日、次のとおり一部和解する。

1 一部和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①避難費用

②一時立入費用

③精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。

④就労不能損害

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金571万4461円の支払義務があることを認める。

（内訳）	①避難費用	46万5921円
	②一時立入費用	10万円
	③精神的損害	390万円
	④就労不能損害	124万8540円

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が記名押印の上、申立人ら代理人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月21日

(仲介委員長 服部訓子、仲介委員 山崎司平、同 赤尾太郎)

旧警戒区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、避難開始から約2週間後に多臓器不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5（これら5名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年3月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人X1の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1) 避難費用	765,746円
(2) 入通院慰謝料（申立人X1分）	38,000円
(3) 入通院慰謝料（申立人X2分）	250,000円
(4) 精神的損害（避難慰謝料）	610,000円
(5) 死亡慰謝料	9,000,000円
(6) 葬儀費用	354,624円
(7) 逸失利益	1,012,405円
(8) 就労不能損害（〇〇）	3,547,087円
(9) 財物	
ア 家財一式	7,150,000円
イ 太陽光発電機	1,452,442円
(10) 本件和解仲介に関する弁護士費用	896,843円
(11) 合計	25,077,147円

2 期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2記載の損害項目及び期間に対する和解金として金2507万7147円の支払義務のあることを認める。

第4 確認

被相続人の死亡に関する申立外法定相続人B及び同C固有の慰謝料請求権については、申立人X1において解決を図るものとする。

第5 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、仮払補償金として、2,500,000円を支払い済みであることを確認する。

申立人らは、被申立人に対して、既払い金2,500,000円について清算義務を負っていること及び次回以降の和解時にこれを清算する予定であることを確認する。

第6 支払方法

(省略)

第7 清算

申立人らと被申立人は、第2、1項(1)及び(10)の損害項目（第2記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月23日

(仲介委員長 服部訓子、 仲介委員 山崎司平、 同 赤尾太郎)